

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○ 地籍調査事業計画の変更	(地域復興支援課)	一
○ 有害図書類の指定	(共同参画社会推進課)	一
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	二
○ 建設業の営業の停止	(事業管理課)	二
○ 道路の区域変更	(道路課)	二
○ 道路の供用開始	(同)	三
○ 開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	三
○ 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(教育庁教職員課)	三
選挙管理委員会		三
○ 地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		四
○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		四
○ 不在者投票を管理すべき施設の指定等について		四
○ 個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正		四
公安委員会		四
○ 宮城県道路交通規則の一部を改正する規則		五
○ 警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施		五

ページ

告 示

○宮城県告示第九百六十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、令和元年度地籍調査事業計画を次のとおり変更した。

令和元年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行う者の名称

白石市

二 調査地域

変更前	変更後
新館町等三単位区域 字人生一番等二十三単位区域 南町二丁目等二単位区域 沢端町等八単位区域 字北町裏等十二単位区域 字延命寺北等四単位区域	新館町等三単位区域 字人生一番等二十三単位区域 南町二丁目等二単位区域 沢端町等八単位区域 字北町裏等三単位区域 字延命寺北等四単位区域 字沢端等九単位区域 字大畑一番等十一単位区域 字北川原等三単位区域

三 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から令和二年三月三十一日まで

○宮城県告示第九百六十七号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

令和元年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	Young Love Comica ya	株式会社宙おおぞら出

九	雑誌	12 2019 18815112	版
八	雑誌	恋愛白書パステル 2020 1 JAN. 19625101	株式会社宙おぞら出版
七	雑誌	恋愛宣言PINKY 12月号 2019 08877112	株式会社秋水社
六	書籍	drapl 2020 16695101	株式会社コアマガジン
五	書籍	麗人 2019 11 09613111	株式会社竹書房
四	書籍	特ダネ T A B O O ! 23 ISBN97814189212136615	株式会社インテルフェン
三	書籍	EX特ダネ NG SHOT 第2号 0545211	株式会社インテルフェン
二	書籍	裏モノ J A P A N 2020 1 01805101	株式会社鉄人社
一	書籍	まんが日本の殺人鬼たち 人間離れた狂人ども 53455185	株式会社コアマガジン

二 指定理由

図書類の内容が、一から七の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、八の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発し、九の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ著しく残忍性を有し、かつ著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第九百六十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和元年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二一五〇〇七七八	ボスノールメゾン福浦 大崎市古川福浦字道 ノ上九十四番地一	共同生活援助	有限会社太陽	令和元年十二月一日

○宮城県告示第九百六十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

令和元年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分をした年月日

令和元年十二月四日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号 （宮城県知事許可）
株式会社共立 鈴木 周一	宮城県登米市登米町寺池鉄砲町七十四番地二	般一三十 第一万八千二百一十

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業及び建築工事業に関する営業のうち公共工事に係るもの

2 営業停止期間

令和元年十二月十八日から令和二年十二月十七日までの一年間

四 処分の原因となった事実

株式会社共立の元代表取締役は、登米市発注工事の制限付一般競争入札において、登米市の元管轄課長（以下「元課長」という。）から工事費の金額の教示を受け、偽計を用いて公の入札の公正を害すべき行為を行うとともに、その謝礼として元課長に賄賂を供与した。また、同市発注の条件付一般競争入札に関し、元課長から設計価格の教示を受け、その設計価格をセルコホーム株式会社（元法人営業部長）に教示し、偽計を用いて公の入札の公正を害すべき行為を行うとともに、その謝礼として元課長に賄賂を供与した。

これにより、令和元年十月二日に仙台地方裁判所から公契約関係競争入札妨害及び贈賄の罪により懲役二年執行猶予四年の判決を受け、同月十七日にその刑が確定した。

このことは、法第二十八条第一項第三号に該当する。

○宮城県告示第九百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年十二月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員	敷地の延長
栗原市花山字本沢温湯一九番一地从先から	同市花山字本沢温湯一九番一地从先まで	前	後	七・五 三七・四	一、四二〇・一
				七・五 三七・四	一、四二〇・一

○宮城県告示第九百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和元年十二月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	栗原市花山字本沢温湯一九番一地从先から 同市花山字本沢温湯一九番一地从先まで	令和元年 十二月十三日

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和元年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 一 名取市植松三丁目百十七番一の一部、百十九番

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

一の一部
富谷市清水一丁目九番地八
社会福祉法人笑優会

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和元年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
巨理郡巨理町字悠里一番、一番地先の道の一部、一番地先の水の一部、字鷺屋百七十四番の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

巨理町

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和元年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県教育庁人事・給与システム構築業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁教職員課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和元年十一月八日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社日進サイエンティア 東京都品川区南大井六丁目二十六番二号
- 五 落札金額 一億九千八百三十六万四千八百円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和元年九月十三日

選挙管理委員会

○宮選管告示第百五十三号

令和元年十二月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要

する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和元年十二月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、七一一

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数

三四一、九四二

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	八一、八〇二	岩沼選挙区	一一、一五九
宮城野選挙区	五三、〇八二	登米選挙区	二二、五〇九
若林選挙区	三八、二七五	栗原選挙区	一九、五二〇
太白選挙区	六四、四六二	東松島選挙区	一一、一八四
泉選挙区	五九、九五七	大崎選挙区	三六、五二一
石巻・牡鹿選挙区	四二、七三二	富谷・黒川選挙区	二五、四六五
塩釜選挙区	一五、四九三	柴田選挙区	二二、九七七
気仙沼・本吉選挙区	二一、九五七	亘理選挙区	一三、一〇九
白石・刈田選挙区	一三、五七七	宮城選挙区	一三、九五七
名取選挙区	二一、四三一	加美選挙区	八、五三一
角田・伊具選挙区	一一、一九九	遠田選挙区	一一、六六三
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、六二二		

○宮選管告示第百五十四号

令和元年十二月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数

とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和元年十二月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

三四一、九四二

○宮選管告示第百五十五号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年十二月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二身体障害者療護施設仙萩苑の項中「身体障害者療護施設仙萩苑」を「障害者支援施設仙萩苑」に改める。

附 則

この告示は、令和元年十二月十三日から施行する。

○宮選管告示第百五十六号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

令和元年十二月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

石巻市泊老人憩の家の項を削る。

増田老人憩の家の項中「増田老人憩の家」を「田高町西町内会集会所」に改める。

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第14号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月13日

宮城県公安委員会委員長 庭野 賀津子

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

「 戸籍謄本又は抄本
 様式第38号中 登記事項証明書」を「 住民票の写し」に改める。
 診断書」を「 診断書」に改める。

様式第40号中「成年後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「破産の手続を受けて」に、「第119条の3第1項第3号」を「第119条の2第1項第3号」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

「 戸籍謄本又は抄本
 登記事項証明書
 診断書
 誓約書
 写真2枚（うち1枚貼付）」を「 住民票の写し
 診断書
 誓約書
 写真2枚（うち1枚貼付）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和元年12月14日）から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の宮城県道路交通規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後の宮城県道路交通規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

○宮城県公安委員会告示第150号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和元年12月13日

宮城県公安委員長 庭野 賀津子

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

- (1) 警備業務の区分
 - 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）
 - 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）
- (2) 実施期間
 - 令和2年1月29日（水）から2月7日（金）までの上、日曜日を除く8日間

講習区分	実施日							計	
	29日 (水)	30日 (木)	31日 (金)	3日 (月)	4日 (火)	5日 (水)	6日 (木)		7日 (金)
新規取得講習	3号	○	○	○	○	○	○	○	7日間
追加取得講習	4号	○	○	○	○	○	○	○	6日間
	3号				○	○	○	○	3日間
	4号					○	○		2日間

※ ○は講習実施日

(3) 講習時間

ア 新規取得講習（3号警備業務）

1月29日から2月4日までの上、日曜日を除く5日間は午前9時30分から午後4時50分まで、6日は午前9時30分から午後0時20分までとし、7日は午前9時20分から修了考査を実施する。

イ 新規取得講習（4号警備業務）

1月29日から31日及び2月5日の4日間は午前9時30分から午後4時50分まで、6日は午前9時30分から午後3時50分までとし、7日は午前9時20分から修了考査を実施する。

ウ 追加取得講習（3号警備業務）

2月3日及び4日の2日間は午前9時30分から午後4時50分まで、6日は午後4時から修了考査を実施する。

エ 追加取得講習（4号警備業務）

2月5日は午前9時30分から午後4時50分まで、6日は午後1時から午後3時50分までとし、午後4時から修了考査を実施する。

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
 一般社団法人宮城県警備業協会

3 受付人員

3号警備業務新規取得講習及び追加取得講習、4号警備業務新規取得講習及び追加取得講習あわせて40人程度

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習

受講対象者は、受講申請受付日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定期則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

エ 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申請受付日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(1)～オのいずれかに該当する者

5 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。
なお、電話での受付は1回につき1人とする。

(2) 受付期間

令和2年1月6日（月）から同月10日（金）までの5日間（1月6日から9日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）
なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

6 受講手続

事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。

(1) 受付期間

令和元年1月14日（火）から同月20日（月）までの上、日曜日を除く5日間（午前9時から午後5時まで）

(2) 申込書の提出先

事前申込みの際に提出先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。
なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通

イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通（追加取得講習受講者のみ）

ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通

エ 前記4-(1)～アに該当する者

最近5年間に、当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 前記4-(1)～イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(ウ) 前記4-(1)～ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(エ) 前記4-(1)～エに該当する者

旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し

(オ) 前記4-(1)～オに該当する者

旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては3号警備業務38,000円、4号警備業務34,000円、追加取得講習受講者にあつては3号警備業務14,000円、4号警備業務10,000円の額に相当する宮城県収入証

紙により、受講申込時に納付すること。

7 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

8 その他

講習に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課

(電話番号022-221-7171 内線3054、3055)